

感対第 646 号  
令和 5 (2023) 年 1 月 27 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント開催等における必要な感染防止安全計画等について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

標記について、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正等により、イベント開催における人数制限が緩和されたことを受け、第 94 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本日からイベントの開催については別添のとおり協力要請することとしました。

つきましては、貴団体等がイベントを開催する際には十分御留意いただくとともに、貴団体員等に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

**【イベント等開催制限の変更の概要】**

大声の有無によるイベントの人数制限を廃止します。

**【参考：県ホームページURL】**

○催物（イベント等）の開催について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/20211125event.html>

○「感染防止安全計画」等の取り扱いについて

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kansenboushianzenkeikaku.html>

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 0570-666-983